

右撰格所起請僞略中檢神苗裔本枝相分其祖神則貴而有封其裔神則微而無封假令飛鳥神之裔  
天太玉○太玉下恐白瀧賀屋鳴比女神四社此等類是也○中

貞觀十六年六月廿八日

〔本朝月令四月〕奉河合神幣帛事

延喜元年十二月廿八日太政官符僞得神祇官解僞云々件河合神是御祖別雷兩神之苗裔之神也  
〔難太平記〕神代には唯二人の子なりけめども其子孫様々生れもてきて其末々或國王大臣或民  
百姓となるぞかし賤しく世の爲無益の人は田を作人につかへなどせしより氏なき者に成來  
けり今も我等事はわづかに父の世ばかりこそ知侍れ二三代の祖の事などはつや／＼しらね  
ば終に我子孫は必定氏なき民と同じ者になりぬべしされば今わづかに聞えたる片はし計か  
き付る也

世代之別

〔神皇正統記仲哀〕第十四代第十四世仲哀天皇は日本武尊第二の子景行の御孫なり御母は兩道  
入姫垂仁天皇の女なり大祖神武より第十二代景行までは代のまゝに繼體し給ふ日本武尊世  
を早くし給ひしにより成務是を繼給ふ此天皇を太子としてゆづりまし／＼しより代と世と  
代れるはじめなり是よりは世を本としてゑるし奉るべき也代と世とは常の義差別なしまか  
の繼體とを分別せんために書分たり但字書にも其いはれなきに  
あらず代は更の義也世は周禮の註に父死て子立な世と云とあり  
〔善庵隨筆〕世代の字唐の世に世民の字を諱み世の字すべて代の字に書き改めしよりして混同  
せしならん父子相繼曰世といひ兄弟不相爲後などいへば父子相繼は世といふべし兄弟相及  
は代といふべし世といふべからず

〔獨斷下〕文帝第雖在三禮兄弟不相爲後文帝即高祖子於惠帝兄弟也故不爲惠帝後而爲第二宣  
帝弟次昭帝史皇孫之子於昭帝爲兄孫以係祖不得上與父齊故爲七世光武雖在十二於父子之